

第七回国会 通商産業委員會議録第三十七号

昭和二十五年四月二十六日(水曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長代理 理事神田 博君
理事有田 二郎君 理事小金 義昭君
理事遊谷雄太郎君 理事永井 要造君
理事村上 勇君 理事今澄 勇君
阿左美廣治君 岩川 與助君
江田斗米吉君 門脇勝太郎君
小西 英雄君 首藤 新八君
關内 正一君 田中伊三次君
多武良哲三君 中村 幸八君
福田 篤泰君 福田 一君
前田 正男君 高橋清治郎君
柳原 三郎君 青野 武一君
加藤 鐵造君 伊藤 憲一君
風早八十二君 田代 文久君
河野 金昇君

出席國務大臣

通商産業大臣 高瀬莊太郎君

出席府政委員

通商産業政務次官 宮橋 靖君
資源庁長官 始關 伊平君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君
専門員 大石 主計君
専門員 越田 清七君

四月二十六日
委員北澤直吉君、藤枝泉介君及び西村榮一君辭任につき、その補欠として福田篤泰君、田中彰治君及び坂本泰良君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

第一類第十一号 通商産業委員會議録第三十七号 昭和二十五年四月二十六日

小委員及び小委員長選任に関する件
特別被害復旧臨時措置法案(内閣提出第八号)
公益事業法案(内閣提出第一七八号)
電気事業再編成法案(内閣提出第一七九号)

○神田委員長代理 これより通商産業委員會を開会いたします。
この際諸君及び陳情書の取扱ひの件についてお諮りいたします。今会期に本委員會に付託になりました陳情書は總數九十四件送付を受けました。陳情書は總數八十九件でありまして、会期も切迫し、かてて加えて重要陳情書をかえておきます。本委員會といたしましては、これら多數に上る諸陳情、陳情書について委員會を開会して、一々審議を盡す余裕もないと存ぜられますので、先刻各派の理事各位とも御協議をいたしたのであります。その審査を促進するために、諸君及び陳情書審査小委員會を設置いたしたいと存じます。が、このように決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○神田委員長代理 御異議ないと認めます。それではただちに小委員及び小委員長を選任をいたしたいと存じます。が、これは委員長において指名するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○神田委員長代理 御異議なしと認めます。それで委員の數は七名とし、小委員には關内正一君、多武良哲三君、加藤鐵

造君、有田喜一君、田代文久君、河野金昇君、山手滿男君を指名いたします。小委員長には關内正一君を指名いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○神田委員長代理 暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後二時三十分開議
○神田委員長代理 休憩前に引き続き會議を開きます。

ただいまより特別被害復旧臨時措置法案を議題として審査を進めます。本案に対しては、特別被害復旧臨時措置法案に關する小委員會の修正案が提出されております。この際私より特別被害復旧臨時措置法案に關する小委員長といたしまして、同小委員會の経過並びに本修正案についての御報告並びに御説明を申し上げたいと存じます。

まず第一に、特別被害復旧臨時措置法案審議の経過を申し上げます。本案は十二月二十三日内閣より提出、本委員會に付託せられました。一月四日より七日間北九州地区に委員を派遣いた

して、親しく現地について調査をさせております。一月二十三日政府委員より提案理由の説明を聴取し、一月二十五日公聴會開會の件について、協議決定いたしました。次いで二月九日及び十日にわたります、公聴會開會、二十名公聴人より意見を聴取いたしました。二月十五日小委員會を設置し、小委員長及び小委員を選任、二月十六日第一回小委員會開會、第一次修正案について協議がございました。

二月十八日第二回小委員會において、共產黨田代委員が第一次案に反対し、しばらく冷却期間を置くことに相なりしました。三月十四日、通産、建設、兩委員會の理事の合同打合會を開會、三月十五日第三回小委員會開會、安本、通産、建設各省當局と公共事業費を中心に懇談しました。次いで十七日、第四回小委員會開會、安本、通産、大蔵、建設、各省當局とさらに懇談を重ねました。翌十八日第五回小委員會開會、修正案について各派一致の上、決定いたしました。續いて二十三日、通産、建設、災害地対策、各委員會の理事の合同打合會が開會されました。二十四日本案の扱いについて、修正案文、關係方面との交渉その他手續について、委員長に一任することに決定をされました。次に二十五日第六回小委員會開會、修正案文について協議し、一応了承せられました。二十七日に至りまして、社会党、民主党、共產黨各党の小委員會修正案について再検討がございまして、ここでも了承せられました。

た。續いて二十九日渉外課を通じまして、修正案文をその筋に提出いたしました。三月三十日修正案文がその筋に到達されております。四月四日に小委員長より小委員會の中間報告を申し上げております。なお十三日、十七日、二十日等にわたります、小委員長は司令部を訪問いたしました。EBS、あるいはリール・セクション、GS等とそれ々々お打合せをいたしてあります。

そこで特別被害復旧臨時措置法案に關する修正案の概要を御説明申し上げます。そのおもな点について申し上げます。詳細はお手元に配付しております修正案を、ごらん願いたいと思ひます。

特別被害復旧臨時措置法案に対する修正案
この法律中「特別被害復旧法」を「特別被害復旧公法」に、「復旧法」を「復旧公法」に改める。

目次中「第十三條第三十條」を「第十三條第三十四條」に、「第三十一條第三十二條」を「第三十三條第三十六條」に、「第三十三條第三十八條」を「第三十七條第四十二條」に改める。

第三條第一項第一号を削り、同條第二号中「国の石炭増産の要請に基いて」を「太平洋戦争中戦争遂行のための緊急な国の要請に基く石炭増産の応急措置としてした法令による命令又は

特別被害復旧臨時措置法案の一部を次のように修正する。

特別被害復旧臨時措置法案の一部を次のように修正する。

特別被害復旧臨時措置法案の一部を次のように修正する。

特別被害復旧臨時措置法案の一部を次のように修正する。

特別被害復旧臨時措置法案の一部を次のように修正する。

特別被害復旧臨時措置法案の一部を次のように修正する。

特別被害復旧臨時措置法案の一部を次のように修正する。

これに準ずるものと認められるべき行政上の措置に基いて」に改め、同号を第一号とし、第三号を第二号とし、同條第一項に次の但書を加える。

但し、その請求又は申請は、この法律施行の日から九十日以内に行つたことを要し、通商産業大臣は、その請求又は申請のあつた日から六箇月以内に左の各号に該当する被害であるかどうかを認定しなければならぬ。

第三條中第五項を削り、第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を第五項とする。

第五條第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を第五項とし、第四項及び第六項として左の二項を加える。

4 前項の規定は、第二十五條第一項の認可を受けた者が同項の規定により復旧工事の施行者となることを妨げるものではない。

6 通商産業大臣は、前項の規定により適当な復旧工事の施行者を定めることができなかつたときは、特別被害復旧公社を復旧工事の施行者とする事ができる。

第六條第五項中「通商産業大臣が被害対策審議会に諮問して定める基準」を「通商産業大臣が主務大臣に協議して定める基準」に改める。

第十一條第一項中「国又は地方公共団体の負担となるもの」を「国又は地方公共団体の負担となるもの及び第二十五條第一項の規定により同項の認可を受けた者の負担となるもの」に改める。

第十三條中「法人とする」を「公法上の法人とする」に改める。
第十四條第一項中「東京府」を「福岡市」に改める。

第十六條第一項中「その設立」を削る。

第二十三條を第二十七條とし、以下順次四條ずつ繰り下げ、第二十二條を第二十四條とし、第十八條を第十九條とし、以下第二十一條まで順次一條ずつ繰り下げる。

(民法の準用)

第十八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)、第五十條(法人の住所)、第五十四條(代表権の制限)及び第五十七條(法人と理事との利益が反する場合)の規定は、復旧公社に準用する。この場合において、同法第五十七條中「此場合ニ於テハ前條ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス」とあるのは「此場合ニ於テハ監事法人ヲ代表ス」と読み替へるものとする。

新第二十二條第一項に左の二号を加える。
三 前二号の業務の外、石炭鉱業による特別の被害の復旧に必要な金銭の出納
四 復旧公社が復旧工事の施行者として定められた場合において、その復旧工事の施行新第二十二條の次に左の一號を加える。

(役員及び職員)の地位)
第二十三條 復旧公社の役員及び職員(常時復旧公社に勤務して一定の報酬を受ける職員であつて、二箇月以内の期間を定めて雇用される者以外の者をいう。以下同じ。)

は、国家公務員とする。

2 復旧公社の役員及び職員は、通商産業大臣が通商産業省の職員のうちから兼ねて任命することができ、その兼ねて任命するものは、復旧公社から復旧公社の役員又は職員としての報酬を受けない。

3 通商産業省の職員のうちから兼ねて任命された復旧公社の役員及び職員は、復旧公社から復旧公社の役員又は職員としての報酬を受けない。

新第二十四條第一項中「石炭を目的とする鉱業権者(特別被害に係る鉱業権の全部が消滅しているときは、その特別被害に関する被指定者を含む)」を「石炭を目的とする鉱業権者であつてその事業場の中に特別被害に係る事業場を有している者(特別被害が二以上の鉱区の二人以上の上の鉱業権者の作業のうちいずれによつて生じたかを知ることができないときは、第三條第三項の規定により指定された全部の鉱業権者を、特別被害に係る鉱業権の全部が消滅しているときは、その特別被害に関する被指定者を含む)」に改め、「一定の金額を」の下に「通商産業大臣の定める期日までに」を加える。

同條第二項本文を次のように改める。
前項の一定の金額は、第一号及び第二号の事業場を有する納付義務者については、第一号及び第二号の金額を合算した金額とし、第一号の事業場のみを有する納付義務者については、同号の金額とする。

同條第二項に左の二号を加える。
一 石炭一トンにつき二十円をこえない範囲内において通商産業

大臣が定める金額に、納付義務者が昭和二十四年九月十六日以降における通商産業大臣の定める一定期間ごとに当該特別被害に係る事業場において掘採した石炭の数量を乗じて得た金額
二 石炭一トンにつき十円をこえない範囲内において通商産業大臣が定める金額に、納付義務者が昭和二十四年九月十六日以降における通商産業大臣の定める一定期間ごとに前号の事業場以外の事業場において掘採した石炭の数量を乗じて得た金額
同條に左の一號を加える。

4 通商産業大臣は、第二項各号の規定により石炭一トン当りの金額を定め、又は同項但書の規定により第一項の一定の金額を定めたとときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

新第二十四條の次に左の二條を加える。
(被指定者がその者の負担において復旧工事の施行者となる場合)
第二十五條 前條第一項に規定する納付義務者は、その者が同條第二項の規定により納付すべき金額の総額が、その者に係る特別被害の復旧工事に要する費用の総額から国及び地方公共団体の負担となる費用並びに第十一條第一項但書に規定する者の負担となるべき費用を控除した額に相当する金額をこえるときは、当該特別被害の復旧工事(国若しくは地方公共団体又は日本国有鉄道が復旧工事に要する費用の全部又は一部を負担すべき場合においては、その復旧工事

を除く)について、その工事計画及び工事の完了の時期につき通商産業大臣の認可を受け、その者の負担(第十一條第一項但書の規定により費用の全部又は一部を負担する者があるときは、その費用については、その者の負担)において、当該復旧工事の施行者となる事ができる。

2 前項の規定の適用については、納付義務者が前條第二項本文の規定により納付すべき金額の総額は、その者が、同項第一号の事業場又は同項第二号の事業場において、昭和二十四年九月十六日からこの法律施行後五年を経過する時まで、その者が同項第一号の事業場又は同項第二号の事業場において昭和二十四年中に掘採した石炭の数量のそれぞれ五・五倍の数量の石炭を掘採するものとみなし、同項本文の規定を適用して算出した金額とする。

3 第一項の認可の申請は、当該納付義務者の納付すべき金額に係る前條第五項の規定による公告があつた日から六十日以内にななければならない。

4 第六條第二項から第五項まで及び第七條から第九條までの規定は、第一項の認可の申請に準用する。この場合においては、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「通商産業大臣」と読み替へるものとする。

5 第一項の認可を受けた者については、その者に係る特別被害の復旧工事に要する費用から、国及び地方公共団体の負担となる費用、

その者が同項の規定により施行する復旧工事に要すべき費用並びに第十一條第一項但書に規定する者の負担となるべき費用を控除した額に相当する金額をもつて、前條第一項の一定の金額とする。

6 第四項において準用する第八條第二項の規定による取消があつたときは、前項の規定は、その適用がなかつたものとみなす。この場合においては、当該施行者が既に支出し、又は支出すべき金額のうち、通商産業大臣が、第四項において準用する第八條第一項の規定に従つて施行された工事に要したものと認められた金額は、前條の規定により納付すべき金額から控除する。

7 第四項において準用する第九條の規定による工事の施行の承認があつたときは、その承認人は、当該工事に關し、被承認人の權利義務を承継する。

(復旧公社に対する寄附金)
第二十六條 復旧公社は、復旧公社の負担となる復旧工事に要する費用に充てるため、地方公共団体、石炭を目的とする企業者その他のの者から寄附金を受けることができる。

新第三十六條の見出し中「権限の委任」を「権限の委任及び訴訟」に改め、同條に第二項として次の一項を加える。

2 この法律の規定による通商産業大臣その他の行政官庁の処分不服のある者は、その不服の理由が事実問題であると法律問題であるとを問わす、その処分があつた日

から九十日以内に、裁判所に訴を提起することが出来る。

新第三十八條中第八條第一項を「第八條第一項第二十五條第四項において準用する場合を含む。」に改める。

新第三十九條中「第三十條第一項又は第三十一條第一項を第三十四條第一項又は第三十五條第一項」に改める。

新第四十一條中「第二十一條」を「第二十二條」に、「第二十九條」を「第三十三條」に改める。

新第四十二條中「第二十八條」を「第三十二條」に改める。

附則第三項中「前項の時を」附則第十三項の規定による引渡の日」に改める。

附則第十項中「業務ニ關スル」を「業務ニ關シテ」に改める。

附則第十二項中「昭和二十三年法律第百十号」を削る。

附則第十二項の次に次の一項を加える。

3 この法律の規定による復旧公社の業務は、昭和二十五年十二月三十一日又はそれより早い時に通商産業省に引き渡さなければならぬ。

○神田委員長代理 まず第一に、この法律の中にござりました原案の特別修正復旧法を特別修正復旧公社と改める点でござります。政府提出の復旧法につきましては、私法人であるが、公法人であるか明確でない点、また現下の状況に照しまして、公社にすることが適當であるという考えでござります。續いてこの公社の役員及び職員につきましては、国家公務員とするという規定を設けました。なお通産省の職員の

中から兼ねて任命できることに改正をいたしております。

その次に、政府提案によりますると、全国各炭鉱の出炭数量に應じまして、一様に一トン当り二十円納付金を徴収する規定に相なつております。これがこれにつきましては、加害炭鉱につきましては、二十円に改める。なお関連産業の経営しております炭鉱につきましては、トン当り十円ということに規定をいたして改めたのであります。

次の、この納付金より少額において復旧工事をし得るような加害炭鉱につきましては、通産大臣の承認を受け得るという規定を設けました。さらに、この復旧公社の業務につきましては、昭和二十五年十二月三十一日、またはそれより早いときに通産省に引渡さなければならぬ。そこでその結果といつたしまして、公社の解散の規定を設けた。かようなことが本修正案のおもなる点でござります。

ただいま修正案につきまして御説明申し上げましたが、それでは引續きまして、原案及び修正案を一括議題として討論に付するものであります。討論は通告がござりませんので、引續き採決をいたしたいと思ひます。内閣提出の原案は、小委員会の修正案の通り修正議決をするに御異議はありませぬか。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて内閣提出の原案は、小委員会の修正案の通り修正議決いたします。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて内閣提出の原案は、小委員会の修正案の通り修正議決いたします。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて内閣提出の原案は、小委員会の修正案の通り修正議決いたします。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて内閣提出の原案は、小委員会の修正案の通り修正議決いたします。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて内閣提出の原案は、小委員会の修正案の通り修正議決いたします。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。よつて内閣提出の原案は、小委員会の修正案の通り修正議決いたします。

この際本案の委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、これに御異議はありませぬか。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいたしたものと決します。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいたしたものと決します。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいたしたものと決します。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいたしたものと決します。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいたしたものと決します。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいたしたものと決します。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいたしたものと決します。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいたしたものと決します。

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいたしたものと決します。

見たいことは事実であります。そしてその際今回の二法案につきまして、ケネディ氏としましては、ぜひとも急速に成立することを希望している。こういう話がありまして、そしてその間にいろいろの話し合いがあつたのであります。とにかく集中排除法によつて発議電解体とすることは、どうしても決定的に必要なことであつて、その方向についてはぜひ長い間考案された結果として、今度の法案ができて来ておるのだから、司令部としてはこれをきわめて急速に実行したいということを希望している。こういう話でありました。そういう話がありまして、私としましては、両院の委員長に對しましては、決してオフイシャルな意味で、これだからこうしてぐれという意味で話したわけではありませんが、会談した場合にそういう話であつたということはお伝えしたわけでありました。

○村上(男)委員 御説明によりまして、伝言を依頼されたことではないというところがわかりました。しかしけさの各新聞に大体同様の記事が記載されておりましたことを見ますと、大臣の新聞発表のときの気持が、行政府の長官である大臣が、立法府である国会の審議を牽制しようという意図を持つておられたように断ぜられるおそれなしとしないのであります。もしこのような氣持をかりにでも持つておられたとすれば、それは民主憲法の精神を汚すものであると考えますが、この点についていまだ一度御説明をお願いしたいと思ひます。

○高橋國壽大臣 私は決して委員会における委員の審議権に、いささかでも

もしません。しかしながら九つに分割され、供給区域は大体今までの配電会社の区域を確保されておるわけでありすが、そこへ分割された発電所がつけられて行くことになる。すると、事業としては非常に強固なものになると思ふ。何となく思ふ。ですから資金の面の供給さへ何とか方法がつくならば、資金調達の上がらなかつて、非常な困難を生ずるということ。私は、私には考えられないのであります。ですから政府といたしましては、この分割された結果、資金面でもつて何らかの困難を生ずるという事情があるならば、むしろこれを排除することにいたします。分割されても、しないでも、電源開拓の問題は、非常に重大な問題でありますから、今まで通りその資金の供給については、全力をあげて内外の資金の供給をはかつて行きたい。こういう方針でやつておるわけでありす。

○村上(参)委員 いろいろ大臣に伺いたいのですけれども、資料がきより来たばかりですから、この程度で私の質問を保留しておきます。

○神田委員 代理 次は有田二郎君。有田(二)委員 大臣にお伺いいたしますが、一体これだけの大きな法案を、しかも国会があと余すところ非常に少い期間というのを、一切御存じでお出しになったのか。どういうつもりでお出しになったのか。われわれはまことに了解に苦しむのであります。しかも日本あげての非常に重大な問題、第一われわれとしては提出された資料を讀みただけでも相当な日数がかかります。この国会ではとうてい通らないうらうということをお考えの上で

お出しになったものか、承りたいと思ふ。

○高橋國壽大臣 参議院の本会議の緊急質問におきましても、同じような御質問を受けまして、私はお答えしたものであります。むしろ国会の審議をやつていただくためには、十分の期間を必要とする。ですから本来ならばこういう法案を当然早く提出いたしまして、十分の期間を審議のためにおくべきであると思ふ。けれども何にしまして、複雑な問題を含んでおりますので、考案、折衝等に非常に時間を要しております。それがために提出の時期が非常に遅れて、閉会に間もない時期になりましたことは、私も私としては、はなはだ遺憾に思つておる次第であります。けれどもこれを提出したというところは、とにかく指定を受けておる日発の分割というところは既定の事実で、実行しなければならぬ問題であり、これが宙ぶらりんの形にあるということ、はなはだおもしろくないということもありまして、できるだけ早い機会において、これを実行すべきであるという考案で、提出をいたしましたわけでありまして、幸いにその事情を御考慮いただいて、御審議を迅速にお進めいただければ、たいへん仕合せと思つております。

○有田(二)委員 最近通産大臣を兼務された。この法案は、大臣に就任される以前にいろいろと交渉があつた問題だと思ふのであつて、ただいま通産大臣としての御答弁がありましたが、実際は、大臣になつたところが法案が出て来て、それを今度国会に提出になつたというところじやないかと思ふ。一体これは大臣が中心になつて、

しかも今国会に通して行くというだけの迫力、信念をもつてお出しになつたものかどうか。私はこの点をさらに重ねてお伺いしたい。

○高橋國壽大臣 私が就任いたしましたのは、つい十日ほど前のことであります。この法案の準備につきましても、ずいぶん長い間かかつておつたのであります。ほぼ成案ができて、私が就任したということになつております。しかしながら最後の仕上げにつきましては、まだ残された問題もありまして、私は最後三日ほどは折衝もして、考案もして、実は完成された、こういう関係にございます。

○有田(二)委員 いろいろわれわれにとり、意見があるわけですが、とにかくこの問題は相当大きな問題であると同時に、影響する方面も非常に大きいと思ふ。御存じの通り與党であるわが自由党の中でも、非電源自由党と電源自由党と、この二つにわかれており、しかも非電源自由党の者たちは非常に苦境に立つてゐる。

「いいぞ」その通りと呼ぶ者あり」といふこともあわせお考え願つて、大臣には慎重に法案の審議を進められんことを望みます。もちろんわれわれは與党でありますから、今澄君からやじが出ましたが、われわれも国家を中心とした方向に進むことはもちろんであります。しかし国民全体のことをよく考えて進みたい。かような考えをもつてこれから質疑に入りたいと思ひます。

ただいま村上委員からのお話にありました、昨年の十二月、政府が行つた電力料金の改正は、各地域にかなり大きな料金の差がついたために、各地域

においても非常な不満と苦情を惹起しておる事実、政府もよく承知しておると思ひますが、政府は昨年の料金改訂にあつて、各地の国民生活と産業に與える深刻なる影響を十分考慮してやられたものであるか。さらにまたそれに対する政府の御所見を承りたいと思ひます。

○高橋國壽大臣 昨年の電気料金改正の結果、地域差が非常に拡大され、それがためにいろいろの問題があるといふことも、私は承知いたしてあります。今回の再編成の問題につきましても、むしろ料金の地域差といふことは重大なことでありまして、考慮しつつ編成はいたしましたわけでありす。しかしながらわれわれが想定いたしました基礎に比して、大体現在の料金の地域差といふものを拡大しないように、これが再編成の結果として拡大されて、なお一層の重大な影響を及ぼさないように、こういう方針で実はつたわけでありす。

○有田(二)委員 政府は昨年の料金改訂にあつて、電気事業者の採算については考慮したやうであります。が、各地の産業のコスト高、料金の値上り及び一般の産業の基礎に與える深刻な影響については、慎重な配慮に欠けたところがあつたのではないかと。ことにカーバイド、石灰、窒素、硫酸、ソーダ、電気、製鋼等、生産コスト中に電気料金の占む比重が比較的大なる産業において、改正前と改正後との間の電料金の比較はどうか。この点をひとつ地域別、産業別にお話を承りたいと思ひます。

○神田委員 代理 有田さんにお話いたしますが、きよりは初日で、大

くだけやうということ、大臣の答弁でできる程度にしたいだいてお進め願ひたいと思ひます。

○有田(二)委員 それでは石炭産業あるいは製鉄業電気交通業にしても、改正料金によつて深刻な影響があつたと思われるが、それを数字的に説明を承りたいと思ひます。またこの点に關する通産省における省議の模様をわれわれは聞きたい。関係各局の意見はどうであつたか。たとえば化学局はこれについてどういふ考案であつたか。鉄鋼局はどういふ考案を持つておつたか。あるいはその他の各局の意向を、ここで次の機会に各局長さんの出席をいたして、自分の方の所管の局は、今度の問題についてどういふような結果になつた、この産業はどうだつたというところを詳細に承りたい。大体この点について御用意を願ひたいと思ひます。さらにこの点は、そういうやうに資料並びに局長の出席を求める次第であります。

それから料金地域差に対する各種産業界からの苦情は、われわれもいろいろと聞いておるのであります。が、政府当局に対する陳情も、各種団体から多数に上つておることと私は思ふのであります。また各地方通産局において、多くの陳情を聞き、それに基づいて料金値上げによる影響を十分に調査されたと思ひます。ついでには重要産業からの陳情と、それに対する通産省の影響調査を、それと地域別に説明を願ひたいと思ひますが、これは資料を提供していただいて、そのときにあらためて一緒に事務当局から説明を承りたいと思ひます。大臣に質問しても、答

を申し込まれまして、私が行つて話をしたわけでありませう。

この法案の運命がきまるような新聞記事が出て来るといふこと自体に對しても、大臣としては日本の議會政治を確立するといふ見地から、もう少し慎重

うとしても連日委員会に出でいたか
なければならぬ、この法案の審議をす
る場合に、大臣がお出にならぬとい
うことであると、法案の審議が阻害さ

すしにも関連性がないとの答弁が述べられておりましたのであります。大臣は両法案を分離して審議すべきものとお考えになつておりますか、あるいはまた一括して審

○福田(二)委員　しからば今まで集排

法の適用を受けた事業について、資料があつたならば御説明が願いたい。なお集排法の適用を受けたが、これを免除されたものがあるかどうかということについて御説明が願いたい。

○高瀬國務大臣 それは資料であつてお困りだと思ひます。

○福田(一)委員 私の承知するところでは、集排法の適用を受けたものであつても、あとに至つて除外されたものがあることを承知いたしておるのであります。大臣は集排法でまづつておるんだから、これはもう既定の事実だ、こういうことを前提として、この法案を立案されたやに承るのであります。日本経済再建という問題から考えてみずと、また復興という問題から考えてみて、この法案の内容を見ますと、われわれはまだ納得しかねる点が非常に多い。むしろ政府といたしましては、この集排法の適用を受けておるけれども、一応これを排除して、別途の意味で電気事業再編成という問題をお考えになつた方が私は合理的だと思ふ。そういうことについて政府は一体御努力なさつたことがあるかどうかというのを承りたい。

○高瀬國務大臣 集排法の適用を受けました場合に、いかなる措置を講ずべきかというところは、いろいろの場合があると思ひますが、この場合についていかなる措置が講ぜられておつたかというところは、私の就任以前のことでありまふので、官廳政務次官から御説明を申し上げたいと思ひます。

○官廳政務次官 福田委員のお尋ねの点は、これは資料をもつて詳しく申し上げなければ、とうてい御納得をいたさないものと思ひます。概略を申し

述べまして、名称とか教とかにつきましては、次の委員会に譲りたいと思ひますが、御指摘のように過度経済力集排法によつて指定を受けたものと、中排法によつて指定を受けたものと、これに伴う企業再建整備法の手続が進行いたします。持株会社整理委員会です。まずやりますことは、経済力集中の密度と申しますか、程度を今回実施いたしました状況では、A、B、Cという階級を設けて羅列してあつたと思ひます。これを聴聞会を開きまして、比較的経済力集中の微力なものにつきましては、聴聞会の結果等をさんじしやうとして、その可否を決定いたします。教で申しますと、大体三分の一程度解除になつておるものと存じております。その数は確定的なものではございませう。ところで持株会社整理委員会の再建整備を大体完了いたしましたので、残つたのがこの電気事業に関するものであります。これに關しましていろいろ方法で、手続が進めらるべきであります。御承知のように福田委員も大いに御主張なさいますやうな、日本経済再建に重大な影響があるものであります。軽々とこれができない。さうなことから大山委員会なるものができて暫時この審議に當つた。しかも持株会社整理委員会の権限というものは、日発を解体せしめるといふ権限を持つておりますが、これをほとんど合併と同じやうな方式によりまして、九配電会社へくつつけて、新しい会社をつくらしめる権限はない。これは過度経済力集中排除法に伴う再建整備法の規定によつて不可能であります。そこでどうして特別措置を講じなければならぬという關係から、今度は公益事業法というものの考え方となり、

その委員会の操作によりまして、いろいろなことをやつて参りたい、かような考え方であります。そこで公益事業法なんかは恒久法としての存在でありまふが、再編成法案は臨時立法、こういう形をとつておりまして、特に持株会社整理委員会の持つております権限、すなわち基本をなします過度経済力集中排除法の規定によります権限を、公益事業委員会に付與いたしてあります。かような構想であります。そこで過度経済力集中排除法によつての指定を解除したかどうかという問題につきましては、前首相大臣當時から、その経過について承つておりましたが、国民の声としてはこの点が必ずしも僅少でなかつたことは事実であります。が、關係方面の御意向としては、これは極端なる経済力の集中であつて、私企業の民有民営という方式、それから生れ来る創意と誠意と努力の蓄積による発展というものが期待できないので、これはどうしてもやらねばならない、かような結論に達しました。遂に公式のものとして申し上げかゝりますが、適當な時期において適當な指令がその都度参りまして、それによつてあらためて昨年つくりました松永委員会、五人委員会ができて、今日の段階となつたのであります。この間の過程におきまして、過度経済力集中排除法に対する努力を拂つたか否かの問題が、福田委員の最も御関心を持たれた点であらうと思ひますが、これはただいま申し上げましたやうな経過をたどつておりまして、その間の問題について、かなり努力した経過は何つておりますが、その実際は福田委員の御希望のやうな状況にならず、結局はた

だいまのやうな結果に迫り込まれたといふのが、現実の問題でございませう。

○福田(一)委員 ただいまの御答弁でこの問題に關する政府側のとられた態度は、一應了承いたしました。が、電力問題に關する限りは、もう少し政府として關係方面と十分御折衝が願ひたかつたと思ひ点があるでございませう。それはどういふ点かと申しますと、集排法ができたのは、これは過度の経済力集中があるのを、將來日本が平和国家として立つ上においては、非常に有害な面にもなる。こういうふうなこともこの集排法立法の目的であつたと、解釈しておるのであります。が、一体政府としてはこの電気事業が、現に國家管理になつておるといふことは、將來の日本の平和國家建設について、有害であると御解釈になるかどうか、それを承りたいのであります。

○高瀬國務大臣 集排法のできました根本の理由は、御承知のやうに現在の経済制度のもとにおける独占的な弊害を排除しようという精神から來ておることを考へるのであります。その趣旨から考へまして、発送電について、やはり全国一会社というやうなやうに行きまふことが、現在の経済制度のもとでは、やはり独占の著しい弊害を生ずる、こゝういふふうに考へておる次第であります。その趣旨からこれを分割するといふことになつておるのであります。

○福田(一)委員 それではこれは少し例が違ひますか、同じく國家管理というやうな、國營でやつておるのであるから、もしこゝういふやうな考え方からすれば、鉄道なども當然これに入つて來るべきものと私は考へる。しかるに鉄道についてはこゝういふ適用がなく

て、電力についてはこゝういふ適用があるといふのは、その間の理由はむづかしいけれども、電氣についてこゝういふことをするならば、鉄道についても今後こゝういふ考え方をもち、臨まれるかどうかということについて、御答弁を願ひたい。

○高瀬國務大臣 鉄道も電氣も、事業の性質から申しますと、自然的独占の事業でありまして、一般の他の諸産業とは、その点性質が違つておるわけでありませう。従つて、今回の電氣事業再編成の結果といたしまして、一般の諸産業に比べれば、独占的性質を持つやうな結果になつておるわけでありませう。しかしながら、鉄道事業の仕事の内容、またそれと産業との關連というものと、電氣事業の内容と産業との關連というものには、やはり相當の違ひがあると思ひます。同じ自然独占のものであります。これは區別して考へる必要があると、私は考へておるのであります。従ひまして、現在は鉄道について何らこゝういふことを考へておりません。

○福田(一)委員 ただいまの答弁は、はなはだ要領を得ないのであります。同じく独占性の強い事業であるといひますならば、サービスの改善とか、あるいはその他合理的な經營といふものは、民主的にやつて、初めて實現できるというものが本法案提出の理由になつておる。さうであるとすれば、鉄道のごとき独占性のあるものも、やはり鉄道で言ひますれば、国有鉄道があつて私有鉄道があり、私設鉄道がある。それからバスがあり船がある。こゝういふものが相關的になつておりますけれども、日本の國家で運行している幹線

は、全部固有になつておるわけであり
ます。このように、独占性のあるもの
でも、一方は國家管理をやり、一方は民
有民営に全部してしまふ。こういうこ
とでは、この制度自体、またこの提案理
由の説明としては納得いたしかねるの
で、なぜ電氣に限つてそういうような
方法をとらなければならなかつたか。
これはもう集排法でまづつてゐるから
しかたがない、こう言われるのか、も
う一度承りたい。

○高瀬國務大臣 同じく独占性の事業
でありますので、ある程度の独占性は
これを認めて行くといひました。でも、
その独占の結果生じます弊害は、や
はり事業の性質によつて違ひがある
と思ふのであります。産業と電氣との結
びつき、また鐵道のサービスと電氣のサ
ービス、いろいろの点を考へてみまして、
鐵道よりは電氣の方が独占的な弊害を
持ちやすい、起しやすきといふことは
事實であらうと私は思ひます。そうい
ふ意味で、これは別個に扱われてもさ
しつかえないと、私は考へておるので
あります。

○福田(一)委員 この問題について、
これ以上質問いたしましてもこれは水
かけ論になり、意見の相違といふこと
になる感がありますから、この質問は
一応保留いたします。そこで先ほど大
臣は、經濟の民主化といふのは民間の
事業に移して、合理的な經營をするこ
とにある、こういうふうに御答弁にな
つたと思ひますが、その合理的といふ
意味について承りたい。

○高瀬國務大臣 この法案に関連する
限りにおいて申し上げますと、今まで
發送、配電が二つに分断されておつ

た。それを今度は一つにするといふこ
とになつておるわけでありまして、電
氣事業を合理化するにつぎまして、一
貫的經營の方が合理化が徹底しやす
い、こういう点から申し上げたわけ
であります。

○福田(一)委員 ただいまのお話した
と、發送、配電を一貫的にやつた方が
合理的である。そしてその合理的にや
ることが民主的である、大臣はかよう
に言つておられますが、私の解釈する
ところによれば、經濟の民主化を行
うことは、こういうような公益事業にお
きましては、一般の需要者に豊富低廉
なる電力を供給するところに、主眼が
置かれなければならないと思ふのであ
りますが、大臣はさようにお考へにな
りませんか。

○高瀬國務大臣 電氣事業のごとき公
共性の非常に強い事業におきまして
は、確かに御意見の通り、営利性でな
く、公共性を目的とする經營が行われ
なければならぬ。その意味から公共
の福祉といふことが、經營の目標とし
て非常に重大な地位を占めてゐること
は事實であります。私どもの考へから
申しますと、今度の分断によりまして、
そういう公共性を發揮し、公共の福祉
を増進するために、豊富低廉電氣の
サービスをすることにつぎまして、
でも、今までよりは一層これができ
る。こういう考へを持つて実行しよう
としておるのであります。

○福田(一)委員 今までに提出せられ
ました政府資料並びに提案理由の内容
によつて解釈いたしますと、今ただち
にこの九分割を行ひまして、豊富低
廉なる電力が需用者に供給されるとい
う点は、われ／＼はどこにも見つける

ことができないのであります。が、しか
しながら、これは細目にわたり、また資
料をもつていろいろ議論をしなければ
ならない問題でありまして、この際は
包括的な問題を取上げるということに
なつておりますから、私はこれは次の
機会に譲りますけれども、豊富低廉な
る電力が供給されるということは、あ
るいは五年ないしは十年たつた後にお
いては、さうなことが言えるかも知し
れないけれども、現段階においては、
豊富低廉なる電力が供給せられるとい
うことについては、資料においても、
また説明においてもさういふ面が明ら
かにされておらない。例をあげると言
へば資料の中からでも拾つて、いろいろ
の例をあげますけれども、一応この問
題は細目の質問の場合に譲ることとし
ます。提案理由によりまして、電氣事
業といふことがありますが、この電氣
事業といふのは自家用の電氣が入つて
おるのかどうか。私の見るところは、
法案では入つていないように承知をし
ておりますが、一体自家用電氣なら、
今後もし／＼かつてに自分でつくつ
てよいのかどうか、さういふことをお
尋ねします。

○高瀬國務大臣 お話の通り、今度の
法案ではその点に觸れておりません。
この法案の趣旨は、今後自家用電氣を
水力等で計画実行いたします場合に
つきましては、公共事業委員會の認可に
よつて自由にできる、さういふことに
なつておるのであります。

○福田(一)委員 これはあまりこまか
くやつて来ますが、公益事業委員會
は、自家用電氣の申請があつた場合に
は、條件を具備されておれば、これを
許可するように法案ができております

かどうか、お答え願ひたい。

○高瀬國務大臣 御意見の通りになつ
ておると考へております。

○福田(一)委員 ただいまの大臣の答
弁を通じてみますと、豊富低廉なる電
力が得られるはずだといふことになつ
ておるけれども、われ／＼としてはこ
の豊富低廉なる電力が得られないと思
ふのであります。一つ例をとつてみま
す。四月二十日にできた電氣事業再編
成關係資料といふのがあります。この
中に――これは資料的に見るなら、あ
るいは資源庁長官から御答弁になつて
もよいのであります。過去三年間に
おける地帯間電力融通状況といふのが
あるのです。これは五という番号を打
つております。この地帯間の電力融通
状況といふものは、ずつと東北から関
東へ、関東から関西へ、関西から中国
へ、中国から九州へ、さういふふうに電
力の融通がなされておるといふ数字が
あげられておるのであります。その
場合関東から東北へ行つておる電力の
融通が行われておるかどうか。これは
片融通だけを示された数字と思ひます
が、長官はさういふふうにお考へにな
つておるか。

○地帯政府委員 これは月別に、東北
から関東に移りましたものと、関東か
ら逆に東北に來ましたものと、相殺
されております。

○福田(一)委員 しかれば電力の融通
状況といふものは、相殺されたもので
もつて示すのが適當だと思つて、この
資料を提出されたわけですか。

○地帯政府委員 別に資料が差上げて
あるはずでございますが、いわゆる分
断によりまして、地帯間の電力融通に
どの程度支障があるかといふことを検

討いたします場合には、相殺いたしま
した数字ではございせん、具體的に
は二十三年度に関東から東北には幾ら
來た、逆に東北から関東には幾ら來た
といふことの毎日の実績に基いて、そ
の場合に電氣の性質からいひまして、
さういふ性質の電氣、比較的安定
しましたものについては、今後とも融通
が可能であらう。非常に瞬間的なもの
を融通いたします点は、これは今後よ
ほどよくいたしませんと、実行が困
難であらうといふふうになるわけ
で、その点を日發側や配電会社側とも
相談しまして、電力局が独自の立場で
判断いたしました資料が、御指摘の資
料の二十七のところに出ておるはずで
ございませう。

○福田(一)委員 それからも一つ承
りたいことがあるのであります。資料
の十五であります。豊富低廉なる電
力が供給されるかどうかといふこと
にかかつておるのですが、この資料十五
を一貫して流れておる解釈は、要する
に現在やつておるのと同じやうなこと
を、九分割された場合においてもやる
から、あまり電力のロスがないといふ
ことを想定として書かれたものだと、
私は考へておりますが、さういふに理
解してよろしうございませうか。

○地帯政府委員 推算いたしました場
合に、先ほどちよつと申し上げました
ように、特に關係の深い電力会社間に
は運轉上非常に緊密な連絡をとる、実
際とれるはずだといふ見解のもとに、
この内容があげられておるのでありま
す。

○福田(一)委員 ただいまの説明は、
はなはだ不明瞭でありまして、何ら私
にはわかりません、大体前と同じよう

なことが出来るだろうということを、想定してあるのだということであり、これが今度のこの法案審議の上で、一番重要な点になる一つであります。建設が今後どうなる、電源開発が今後どうなる。豊富低廉なる電力が不足しておるときに、なおかつ電力の不足を来さないかどうかということ、この再編成法案の審議の論点になる。その論点になる点で、多分こうなるであろうという想定ははなはだおかしい。これをあらんにならば、

一、契約電力種別は左の通りとする。

(イ) 普通電力

電力需給予想に基き、あらかじめ月別に標準融通最大電力及び標準融通電力量を定め、右に基き受給する電力を言う。右標準融通最大電力及び電力量は、実際の出水状況に依り、一定基準に基き調整し得るようあらかじめ協定しておくものとする。なお標準融通最大電力は必要に応じて晝夜間等の別に定めることがある。

(ロ) 特殊電力

供給者側に供給余力を生じた場合に受給する電力を言う。なお特に必要がある場合には、標準融通電力量を定めることがある。

こういふふうになつておるのであります。各九つのブロック会社でもつて、月別にこういふ契約をして、はたして今までのような統制一日発が持つておるところの指令書を持たない、こういふことができるかどうか、またサイクル

の關係とか、メーターの關係とか、そういうものは一体どういふふうにか考へてこれができるという裁定をされたのかというのを聞きたい。

○**始末政府委員** 先ほど申し上げましたように、日発がここにございます。十三年度の実績を個々の件、日々の実績につきまして、詳細検討いたしました。その結果、たとえば関東から東北に参るといふような電氣につきまして、日々の状況に依りまして、非常な出入りがござりますが、その一つの最低の線、ある程度まではほぼ平均に行つておるといふような数量の線はつきりいたしました。そこまでの数量につきましては、今後におきましても公益委員会の指導のもとに、契約をやつて参れるだろう。ただその一定の線の上の方に参ります。そこになりまして、部分、ときどき非常に瞬間的に参りますものにつきましては、それは困難であるといふことが予想される。今後、地帯間に融通が技術的な困難なしに可能であると思われまします。数量は先ほど大臣の申されましたように、融通の実績約一五%のうちの九%ないし一〇%はそういうものに属する。それから上つちやう瞬間的な操作を要するといふものにつきましては、今後におきましては、今まではほとんど完璧には参らぬだろう。しかしながらそれにつきましては、たとえば関西と中部、北陸といふものは非常に關係が深いわけでございますが、相互の緊密なる連絡によりまして、場合によりましてはた

方によりまして、その一定の線の上の

方によりまして、その一定の線の上の

方によりまして、その一定の線の上の

方によりまして、その一定の線の上の

委員から質問がありましたけれども、建設いよいよ電源開発が十分できるかどうかといふことに、われ／＼は非常な不安を抱いておるのであります。ところが先ほどの大臣の御答弁によりまして、これはもと／＼集排法でまづおるのだから、どうしたつてやらなければならぬ問題である。だから日発の解体といふものは、もはや当然なことである。九分割されるのであるから、そういうような問題について議論をしてもしかたがない、議論をする余地がない、だから九分割になつた場合において、政府としてはこれらの九分割された会社に対して、何とか適當な援助を與えるなり、あるいは資金の供給にいつて方法を講じてやるのだ、こ

ういふような御答弁があつたのであります。私が、私はこの電力再編成法案と、それからもう一つの公益事業法案を通じて調べてみますと、電源開発については、公益事業委員会といふものは、単に勧告ができるだけでありまして、何らこの独占会社に対して命令をするといふような権限を持つておらないのであります。しかもまた持つておらないのみならず、ただ単に政府に対し、あるいはこの九ブロックの会社に対して勧告をするといふだけでありまして、この勧告でもつて、はたして電源の開発の目的が達せられるとお考えになつておるかどうか、この点について御答弁を承りたい。

○**電通國務大臣** 電源開発につきましては、政府としても長い間の計画によつて、計画はできておつて、それをあくまで推進するといふ方針でおります。し、これに必要な資金計画につきましても、見返り資金の活用、外資の導入

等について、計画的な方針を立てて進んでおるわけでありまして、公益事業委員会からの勧告といふことでありまして、政府のそういう電源開発に対する積極的な方針を、強力に推進するといふことによつて、私は実現できるものと信じておるのであります。

○**福田(一)委員** 強力に推進するといふ言葉の内容を、御説明願ひたい。

○**電通國務大臣** 強力に推進するといふ意味は、つまり各会社ともいづれも電源開発については、自発的にいろいろと計画をし、実行しようとするだろうと考へます。それは会社として私は當然なことであると思ひます。ですからそれをやりやすいように、それに必要な資金その他についての援助を、できるだけ政府はやるという方針を積極的に行つて、こゝういふ意味であります。

○**神田委員代理** この際、私から先ほどの福田君のお尋ねにお答えした方が適當だと思ひますので、お答えいたします。福田君の委員長に対する御要望は、本案をめぐつて賛否の輿論、あるいは事実問題についての意見の相違が大分あるようだ。そこでこれらの点については十分權威者を、しかもこの賛否の輿論にあまり因縁のない方面から選んで、公聴会その他の適當なる処置をとれといふような意味だと考へております。委員長といたしまして、本問題は非常に重要な点でございまして、公聴会を開いて十分、その他の点もたくさん今後出て来るだろうと思ひますので、一応総括質問が終つたあとで、理事会等にお諮りし、また委員会にもお諮りするわけでありまして、公聴会その他これにかわるような適當な

等について、計画的な方針を立てて進んでおるわけでありまして、公益事業委員会からの勧告といふことでありまして、政府のそういう電源開発に対する積極的な方針を、強力に推進するといふことによつて、私は実現できるものと信じておるのであります。

○福田(二)委員　ただいまの御答弁、非常にけつこうでありますが、しかしわれ／＼はあえてこの法案の審議を阻害したり、あるいは公聴会をやることによつて遅らせようという意図は持つておらないことは明瞭である。従つてなるべくひとつすみやかに、そういうものをできるだけ早くやるようにお願いしたいのであります。

りますか。

○高瀬國務大臣 われ／＼の計算によりますと、九州地域のごときにおきましても、水力電気の計画によつて発電いたしました方が、現在の火力発電よりは安く上るだろうというように、推定をいたしておるのであります。たとい電源のはなはだ乏しいところにおきましても、相當の電源開発計画は、実行されると考えておるのであります。

○福田(一)委員 ただいまの大臣の御答弁では、多分するだろうというお話であります。が、われ／＼が各地から来た人から聞き、またかなりの専門家に聞いてみますと、たいていの意見はあまりコストの高い電源の開発は、会社としては損であるからしないである。従つて電源の開発は阻害される。日發のような大きな会社あるいは公社であるとか、何らかの形態が残つておれば、一応全部をブールして計算することができるから、電源開発はできるけれども、九分割にすると電源の開発をする会社と、しない会社ができる。しかもしない会社は、最も電気料金の高きところであつて、おそらく電源の開発はできないであらうというふうにつておるのであります。この点につては、大臣は多分そういうことは、火力よりは水力の方が安いからするであらうという御解釈でありますけれども、大方の専門家の意見は、この問題に関する限り、かなり断定的に言つております。もと／＼この法案全体を流れておる趣旨は、民有民営をやつて、独立採算制をとる会社をつくるのだというのであります。が、そういう意味からいへば、資金難の今日、あえ

高い建設資金を出してまで、電源開発をするものはないと考えるのでありますが、これについてももう一度大臣の御答えを願いたい。

○高田國務大臣 公共事業委員會による電気料金の調節は、実行されることになるわけでありまして、ある地域における電源開発が、非常に進行したという場合におきましては、電力料金調節等によりまして、不利な地域においても、その恩恵は受けられるはずでありますから、たとえ不利な地域における電源開発が予定通り実行されなくても、電源の豊富な方面における開発が進んで行けば、おのずからその恩恵は受けられるはずであります。

○福田()委員 たい、いまの御答弁に
 よりますと、非常に高いコストのかか
 る地帯においては、おそらく電源の開
 発はしないであろうということを一
 肯定されて、しかも電源の豊富とな
 るにおいてはこれをやるであろう。そ
 うすればこれは送電できる、あるい
 はまたそれに対しては賦課金を課して、
 今度は並行的に電力をよそへ流すこ
 ができるから、電源開発はできるで

るうという御答弁だと承知するのであります。しかしながら豊富な地帯にいても、そういうような賦課金を課られるということになりますと、ずしも得にはならないのであります。およそ民有民営という立場からいたしますれば、なるべく自分の地帯の中で、安い電力を生産いたしました、それを小賣りした方が得なんです。御したら損です。御をしてもうかるよなところはどこにもありません。も今の電気料金でもつて、しかもあれだけの賦課金がとられ、なおかつ電源

發をした方が得だという地点があるならば、その地点を御説明願いたい。

○**獨逸國大區** その点はむろん料金調整のやり方程度いかんの問題にかかつておるかと思いますが、政府も電報開発の重要性は十分に認めまして、資金その他について、あらゆる援助を願へるという方針で行つておるのでありますし、会社がそれらの援助によつて、電源開発をいたしました場合に、何らの利益がない、何ら恩恵を受けなないというようなことも、また行わるべきはずもないと私は考えております。

○**福田(二)委員** 本法案の中には、整料金のこともちゃんと詳しく入っておりますのでありますから、しかもまだ凡そ本の今後開発できる電源は、全部おわかりになつておるのでありますから、私がお伺いしたいというのは、今利を見て、それだけの建設費をかけ、かまなおかつそれだけの賦課金をとれても、卸をして得な地点がどれだあるか、どこどこにあるかといふ具体的な例を、お示し願いたいのであります。御答弁をもう一度お願いいたします。

○**憲政政府委員** ちよつと福田委員
 申し上げますが、福田委員のお説は
 われ／＼もごつともだと実は思つ
 おります。思つてはおりますが、
 た福田委員の御意見にさからうわけ
 はありませんが、期間もたいへん短
 うちに、御審議願わなければならな
 といふ苦しい状況にありますので、
 まで質問に現れたことで、この法
 になりますまでの間に触れました問
 で、御了解を得たいと思います。さ
 のばりますと、国有鉄道と電気事業
 の関係、国有鉄道は公共企業体にな

ておることは、御承知の通りであります。電気事業の方ににつきましては、いち早く民有民営に移ろうという考え方をいたしたわけであります。ところが、鉄道の方におきましては、自家鉄道を東京から大阪に引張りたいと考えてもなか／＼できない。従いまして自由党の政権が續ぐといたしますならば、やがて鉄道も分断されて、私企業になるであらうということ、わかれ／＼は言ひ得るわけであります。しかしこれをばつときり方針とまでは言いませんが、段階といたしまして、公益企業体というものに一応いたしまして、民有民営の一段階をとつておるわけであります。電気の方は自家発電をつくりまして配電をいたしますことは、この法律の建前で行きますと、一地域に一電気事業会社となつておりますから、配電をいたしますことは、当然許されないようなことになつております。これをかえればできますが、自家発電によつて自分の工場を動かしたり——供給する電気は非常に高いから、小規模でもよりコストの安い自家発電をつくつて行こうという意欲も、当然起つて参るのであります。これはいち早く民営にしたい方がよいというので、公共企業体の段階を飛び越えて民有民営になつて、これによつて合理化と民主化をねらつたわけであります。これは御異論もありましようけれども、さようなことが経過であります。

それから料金の問題に次ぎましては、開発の問題であります。これは残念ながら福田委員と見解を異にすることが、法律案がでます過程において起つておる。むしろ料金の調整などはやめて、地域差を極端にした方

が電源の開発が促進されるという見解が強いのであります。もし九州地区が北陸地区に比べて五倍、六倍になつたならば、一応九州の産業は停止状態になつてしまふ。これではたまためからということ、そこに電源開発に對して……「でたらめ言うな」と呼び、その他発言する者あり）そういう声が非常に強かつたのであります。従いまして、それではたまためのような状況で、いろ／＼日本の産業に悪影響があるというので考えましたものが、究極押し詰まつて、あの賦課金ということになり、料金を調整するという氣持になつたのであります。好んでこの賦課金をかけたり、調整をするのではなくして、その苦しい交渉の結果から生れたものが、この案なのであります。それで九州の電源等につきまして、それでは開発ができるかと申しますと、現在やつております上稚葉の予算的な数字から申しますと、確かに九州はよそより高いのであります。一キロ・ワット・アワー三円三十銭程度になります。火力は大体六円に納まりますので、まだここに差額があります。従つて開発してもこの電氣は、十分有効に使えるものであります。まる売りの電氣はなか／＼手に人らぬという御説もごもつともでありまして、九州地区が高ければある程度の地域差は当然であります。高い不利なものであるというならば、九州地方におきましてはさらに開発意欲ができる。それにつきましては、きよう経済安定委員会以外資に関する法律案も出しましたし、外資委員会設置法も出しましたし、それが通過し成立するといいたしますならば、——日本の電氣事業の発達い

たしました過程を考えて参りますと、いつでも外資に頼つております。この外資を導入することがよいとか悪いとかいう議論的なことはありますけれども、その門戸をこの法律成立によつて開かれるわけでありまして、只見川は一般的な電力供給の全国的な資源として、これは取除かれておるわけでありますので、日発がたまため計画しております見返り資金の何年継続かの供給は、継続事業に関する限り、たまための状況では継続投下せられるわけであります。これを外資導入あるいは民間資金のあつせん等を政府で、先ほど大臣の申しましたように強力に推進いたしましたならば、必ずや電源開発は所期の線に沿ひまして、あまり大きな誤差がなくて、完成し得られるものだという考へで、この法律案をつくつております。地域差料金等の問題につきましては、実は申しますと電源開発について、たまため田代委員からでたらめ言ふなとやじられたくらい、われわれ苦しい中を通つて調整金までこぎ着けたのであります。高い電力はたまためから、電氣は自分でやるというような、こゝろ意欲を起せという強い要求も起つて参つたのであります。このところをぜひ御了解をお願いしたいのであります。

○神田委員長代理 本日は時間も大分経過いたしましたから、この程度にとどめます。次会は明二十七日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

〔参照〕
特別救済復旧臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕